措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

| 対 象 | 基盤整備部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業 | | | | | | | |
|------------|--------------------------------|----|-----|------|-------------|------|--------|--|
| 種 類 | 定期監査及び行政監査 | | | | | | | |
| 監 査 日 | 令和 | 4 | 年 | 1 | 月 | 24 | 日 | |
| 提出日(最新提出日) | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 28 | 日 | |
| 担当 | | 基盤 | 整備部 | 基盤整備 | 请政策課 | (TEL | 3604) | |

| 指摘事項 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| 1 未収金の回収について 道路占用料の過年度未収金は、令和2 年度末で100,850円である。令和3年10月 末現在では100,475円である。 水路占用料の過年度未収金は、令和2 年度末で521,448円である。令和3年10月 末現在では455,736円である。 今後とも、過年度未収金の早期回収に 努めることはもとより、現年度未収金の 早期回収を図ることで過年度未収金の発 生を抑制するよう努力されたい。 | [土木管理課] 未収金の回収につきましては、週単位で納期限を管理し、未納者に対する電話催告と督促を行うと同時に、段階的に色付き封筒による文書催告を実施し、回収に努めております。 引き続き、電話催告や臨戸訪問の強化等により、未収金の発生を一層抑制するよう努めてまいります。 |

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

| 対 象 | 基盤整備部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業 | | | | | | | |
|------------|--------------------------------|----|-----|------|-------------|------|--------|--|
| 種 類 | 定期監査及び行政監査 | | | | | | | |
| 監 査 日 | 令和 | 4 | 年 | 1 | 月 | 24 | 日 | |
| 提出日(最新提出日) | 令和 | 4 | 年 | 4 | 月 | 28 | 日 | |
| 担当 | | 基盤 | 整備部 | 基盤整備 | 講政策課 | (TEL | 3604) | |

指摘事項 措 置 状 況 [土木管理課] 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて 取扱員は、物品の納入があったときは、 課内で研修を実施しました。 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しまし その契約条件の充足等につき検査のうえ 受領し、支出命令書又は注文書兼請求内 訳書の検収欄に認印を押さなければなら ない。」と規定している。 しかしながら、水防団員詰所・倉庫等 を納入先とする物品について、水防団長 が検収し、検収欄に認印を押しているも のがあった。また、土木管理課、道路建 [道路建設課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて 設課、河川課及び水防対策課では、物品 の納入があったとき物品取扱員に任命さ 課内で研修を実施しました。 れていない職員が検収し、検収欄に認印 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しまし を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則の遵守を 徹底し、適正な財務会計事務の執行に努 められたい。 [河川課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて 課内で研修を実施しました。 また、物品取扱員が不在とならないよう、物品取扱員を増員しまし [水防対策課] 物品調達の検収は、物品取扱員のみ可能であることについて、改めて 課内で研修を実施しました。 また、水防団員詰所・倉庫等へ納品する業者に対しては、納品前に水 防対策課職員へ連絡するよう仕様書へ記載し、連絡があった際、物品取 扱員が検収し、検収印を押印する旨伝えることとしました。